

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－１－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 (略)</p> <p>Ⅲ－１－２ 一般的な監督事務 (1)～(5) (略) (6) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明した場合 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明した場合には、次により対応する（捜査当局による捜査に支障が出る場合を除く）。</u></p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がある</p>	<p>Ⅲ 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－１ 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>Ⅲ－１－１ 検査・監督事務に係る基本的考え方 (略)</p> <p>Ⅲ－１－２ 一般的な監督事務 (1)～(5) (略) (6) 無登録業者等に係る対応について 無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 無届出・無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っている<u>おそれが認められた場合</u> 直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、<u>無登録業者等への直接確認（電話やメール等の確認等、問合せの方法は問わない）等により実態把握に努め、その結果、当該業者が無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っているおそれがあると認められた場合（不在等で連絡が取れない場合も含む。）には、別紙様式3により文書による照会を行い、次により対応する。</u></p> <p>イ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、利用者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに前払式支払手段の発行の業務の停止及び自家型発行者の届出又は第三者型発行者の登録を求める。</p> <p>ロ. 無届出又は無登録に至った原因に故意性・悪質性がある</p>

現 行	改 正 案
<p>と認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、<u>捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに中止するよう別紙様式3により文書による警告を行う。</u></p> <p>③ <u>無届出・無登録で業を行っている</u>と断定するまでには至らない場合 <u>実態把握の結果、当該業者が無届出・無登録で業を行っている</u>と判明するまでには至らない場合であっても、<u>行っているおそれがあると判断される場合には、別紙様式4により文書による照会を行う。</u>（捜査当局による捜査に支障が出る場合は除く。）</p> <p>④ <u>警告を発したにもかかわらず是正しない場合</u> <u>別紙様式3による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</u></p> <p>⑤ <u>金融庁への報告</u> <u>「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。</u></p>	<p>と認められる場合、その他利用者保護上必要と認められる場合には、かかる行為を直ちに中止するよう<u>別紙様式4により文書による警告を行う。</u></p> <p><u>なお、無登録業者等への直接確認等や別紙様式3による文書の発出を行うまでもなく、無届出又は無登録で前払式支払手段の発行の業務を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式4により文書による警告を行うこととする。</u></p> <p><u>（注）別紙様式3による照会や別紙様式4による警告を行う場合に、利用者保護上必要と認められる場合には、捜査当局、関係省庁等に連絡するものとする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③ <u>警告を発したにもかかわらず是正しない場合</u> <u>別紙様式4による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。</u></p> <p>④ <u>公表等</u> <u>「警告」、「告発」の措置を取った場合は、これらの措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名（法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。）、所在地又は住所（個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあってはこれらに相当するもの）及び無届出又は無登録で行っていた前払式支払手段の発行の業務の</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p>別紙様式3（ひな型）（日本産業規格A4）</p> <p><u>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っている者に対する警告書（案）</u></p> <p>〇〇株式会社</p> <p><u>代表取締役社長</u> ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>財務（支）局長</u></p> <p>資金決済に関する法律第5条の規定により、自家型前払式支払手段の発行者のうち、発行未使用残高が1,000万円を超える者は、内閣総理大臣への届出が義務付けられているほか、同法第7条の規定により、第三者型前払式支払手段の発行の業務は内閣総理大臣の登</p>	<p><u>内容等について、ホームページで公表を行うとともに、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。報告を受けた金融庁においては、公表を行った業者をリスト化し、金融庁ホームページで公表を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、警告の対象となった業者の所在地が虚偽であることが明らかな場合や、業者の所在地が不明な場合等、警告書の交付が困難な場合には、警告書の発出を行うことなく上記の公表等を行うものとする。</u></p> <p><u>（注）無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>別紙様式3（ひな型）（日本産業規格A4）</p> <p><u>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っているおそれがある者に対する照会書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（案）</u></p> <p>〇〇株式会社</p> <p><u>代表取締役社長</u> ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;"><u>財務（支）局長</u></p> <p><u>資金決済に関する法律第5条の規定により、自家型前払式支払手段の発行者のうち、</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。</u></p> <p><u>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</u></p> <p><u>つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</u></p> <p><u>なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</u></p> <p>別紙様式 4 (日本産業規格 A 4)</p> <p><u>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っているおそれがある者に対する照会書</u> <u>(案)</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 _____</p> <p><u>資金決済に関する法律第 5 条の規定により、自家型前払式支払手段の発行者のうち、発行未使用残高が 1,000 万円を超える者は内閣総理大臣への届出が義務付けられているほか、同法第 7 条の規定により、第三者型前払式支払手段の発行の業務は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。</u></p> <p><u>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</u></p> <p><u>つきましては、貴社における業務の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</u></p>	<p><u>発行未使用残高が 1,000 万円を超える者は内閣総理大臣への届出が義務付けられているほか、同法第 7 条の規定により、第三者型前払式支払手段の発行の業務は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。</u></p> <p><u>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反しているおそれがあると認められます。</u></p> <p><u>つきましては、貴社における業務の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</u></p> <p><u>なお、期限までに回答がなされない場合、警告書を発出の上、金融庁ウェブサイト公表する等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。</u></p> <p>別紙様式 4 (ひな型) (日本産業規格 A 4)</p> <p><u>無届出又は無登録で前払式支払手段の発行を行っている者に対する警告書 (案)</u></p> <p>〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 _____</p> <p><u>資金決済に関する法律第 5 条の規定により、自家型前払式支払手段の発行者のうち、発行未使用残高が 1,000 万円を超える者は、内閣総理大臣への届出が義務付けられているほか、同法第 7 条の規定により、第三者型前払式支払手段の発行の業務は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。</u></p> <p><u>今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は上記規定に違反していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。</u></p> <p><u>つきましては、貴社における是正措置予定を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>願います。</p> <p><u>なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。</u></p> <p>（中略）</p>	<p><u>なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。</u></p> <p>（中略）</p>